令和７年度

第Ⅱ期TRY！YAMANASHI！

社会実装サポート事業

≪ 募 集 案 内 ≫

１．事業の概要・目的

山梨県では、本県がこれまでに実施したスタートアップ等支援事業に採択され、実証実験等を経てブラッシュアップされた先端技術やサービスについて、県内での本格的な事業展開の実現に向けた社会実装プロジェクトを募集します。

本事業は、令和２年３月に策定した「リニアやまなしビジョン※」に基づき、「テストベッドを突破口に最先端技術で未来を創るオープンプラットフォーム山梨」の実現を目指すものです。

※　リニアやまなしビジョン：https://www.pref.yamanashi.jp/try_yamanashi/linear_vision/index.html

２．応募要件

次に掲げる事項をすべて満たすもの。

① 山梨県が実施するスタートアップ等支援事業に採択されたことがあること。
② プロジェクトを的確に遂行する組織、人員等を備えていること。
③ プロジェクトを的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること。
④ 法令、公序良俗等に反していない、もしくは反する恐れがないこと。
⑤ 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
⑦ 採択決定までに日本国内に居住している又は居住する予定である者、また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
⑧ 応募時点で山梨県内に事業拠点を有している、あるいは、補助事業の期間内に事業拠点を設置予定であること。
⑨ 補助事業終了後、少なくとも２年間は山梨県内で同事業を継続すること。
⑩ 顧客を自治体のみに限定する事業ではないこと。

３．事業の実施・支援期間

プロジェクト採択から令和８年９月末まで
（プロジェクトの内容に応じて、本期間内で実施いたします）

４．支援内容

（１） 各種支援

採択プロジェクトについて以下のような支援を予定していますが、社会実装に向けて必要となる支援については可能な限りどのような支援でも行います。

支援項目	内容
自治体職員の伴走支援	社会実装の実現に必要となる事業パートナーとのマッチング等を自治体職員が支援
プロジェクトに必要な経費支援	最大 500 万円（補助率 2 分の 1）の経費支援
専門家によるアドバイス	社会実装に向けたより効果的な手法の提案、専門家による助言
県内でのネットワーク構築	社会実装に向けたフィールドワーク・ネットワーキングへの参加機会提供
プロジェクトの PR 支援	製品やサービスの普及促進等のための PR 支援

（２） 経費支援

採択したプロジェクトについて、「リニアやまなしビジョン社会実装サポート事業費補助金交付要綱」に基づき、経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、以下の経費を最大 500 万円（補助率 2 分の 1）助成します。

ただし、審査の過程で、希望される金額より補助金額が減額になる可能性があります。最低限必要となる補助金額は、事業提案書に明記してください。

① 人件費（限度額や条件等がございます。詳細は「リニアやまなしビジョン社会実装サポート事業費補助金における人件費の計算に係る実施細則」をご覧ください。）
② 原材料費・消耗品費
③ 旅費・交通費
④ 謝金

⑤　外注委託費
⑥　広告費
⑦　その他社会実装に必要な費用（通信運搬費、使用料、賃借料、保険料など）

５．応募から審査までの流れ

（１）　応募手続き

本事業に応募される方は、**令和７年８月１日 14:00 まで**に、以下４点の手続を完了してください。

なお、本事業に関する個別相談会を７月９日から７月 18 日にかけて開催します。参加意向表明の有無にかかわらず、本事業に関する相談を個別に受け付けます。個別相談会参加ご希望の方は、以下の応募フォームによりお申込みください。

申込みは先着順となります。枠がなくなった時点で個別相談会の受付は終了とします。

個別相談会申込フォーム
https://forms.office.com/e/Rqj4Xvz8Gc

手続１：参加意向表明

参加意向表明フォーム（https://forms.office.com/e/PCQei7d4Ra）にアクセスし、必要事項を記入の上、**令和７年８月１日 14:00 まで**に登録を完了してください。

手続２：事業提案書及び会社概要資料の作成

①　事業提案書の作成
- ✓　本事業 HP に掲出されている事業提案書様式（様式第２号の１）をダウンロードの上、必要事項を記入し、PDF に変換して事務局まで提出してください。
- ✓　事業提案書の作成に当たって、記載内容を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等の使用は可とします。
- ✓　事業提案書への音声ファイル・動画ファイルの埋め込みは認めません。
- ✓　ファイルサイズは 10MB 未満としてください。ファイルサイズが 10MB 以上となる場合は受理できません。
- ✓　本事業において提案することができるのは１案のみです。複数の事業の提案は認めません。

②　会社概要資料の作成
- ✓　会社概要が分かる資料（様式任意）を PDF で事務局まで提出してください（既存の資料を提出いただく形で構いません）。

✓ ファイルサイズは 10MB 未満としてください。ファイルサイズが 10MB 以上となる場合は受理できません。

手続 3：事業提案書及び会社概要資料の提出

令和 7 年 8 月 1 日 14:00 までに、下記の提出先まで、E メールで事業提案書及び会社概要資料を提出してください。

TRY! YAMANASHI! 社会実装サポート事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）
E-mail: try-yamanashi@tohmatsu.co.jp
（山梨県は、本事業の応募受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。）

10MB 以上の電子ファイルを添付した場合、応募メールを受け取ることができません。添付ファイルは 10MB 未満となるように注意してください。

手続 4：事業提案書・会社概要資料受領メールの確認

① 事業提案書・会社概要資料については、受領した旨を事務局より 1 営業日以内に E メール（受領確認メール）でご連絡します。
② 事務局が受領確認メールを発送した時点で応募は完了です。
③ 資料提出後、1 営業日以内に受領確認メールが届かない場合、応募は完了していません。提出資料のデータ容量が 10MB 未満となっているか確認の上、再提出してください。

（2） 審査

① 一次審査（書類）

一次審査は書類のみで行います。審査を行うに当たり、事務局より個別に事業提案内容の確認を行う場合があります。選考基準は下記のとおりです。

【選考基準】

✓ 社会課題の認識と意義
✓ 事業の実現性・社会的インパクト
✓ 事業の成長性
✓ 事業の推進体制・パートナー
✓ 本県の社会・経済等への波及効果
✓ 社会実装に向けた熱意・貢献意欲

② 二次審査（プレゼン）

書類審査を通過したプロジェクトを対象に選考会を行います。選考会では主に、プロジェクトのプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。一次審査会通過者は出席必須です。

【選考基準】

一次審査と同様

（３） 事業スケジュール※

① 募集期間：令和７年７月８日～令和７年８月１日 14:00
- ✓ 参加意向表明提出期限　令和７年８月１日 14:00
- ✓ 事業提案書・会社概要資料提出期限　令和７年８月１日 14:00

② 審査期間：令和７年８月４日～9 月下旬まで
- ✓ 一次審査結果通知　令和７年８月下旬（予定）
- ✓ 二次審査会　令和７年９月下旬（予定）

③ プロジェクト期間：採択から令和８年９月末まで

※ 審査期間における各種スケジュールは変更する可能性があります。変更する場合は、メール等により随時通知します。

（４） 採択された場合

① 一次審査通過者は、補助金交付手続のための書類を作成・提出いただきます。
② 詳細は「リニアやまなしビジョン社会実装サポート事業費補助金交付要綱」、「リニアやまなしビジョン社会実装サポート事業における人件費の計算に係る実施細則」を確認してください。

６．個人情報・応募書類の取扱い

（１） 個人情報の取扱い

① 応募に当たって登録いただいた個人情報は、山梨県において以下の目的にのみ使用し、その他の目的で利用することはありません（ただし、法令等により求められた場合は除く）。
- ✓ 事業提案書に係る応募者への問い合わせ
- ✓ 審査会の実施に係る連絡・調整
- ✓ 採択候補者の特定
- ✓ 審査結果の通知
- ✓ 採択以降の本事業の実施に係る各種事務の履行のために必要と思われる事項の連絡・調整
- ✓ 今後の TRY!YAMANASHI！ 社会実装サポート事業に関する情報提供

② ご登録いただいた個人情報は、山梨県「県が保有する個人情報の保護」に則って取り扱います。
③ 山梨県は、本事業の応募受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。

（２） 応募書類の取扱い※

① 事業提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
② 提出された事業提案書は、本事業における採択候補者の特定以外の目的では使用しません。
③ 提出された事業提案書は、特定を行うために必要な範囲で複製を作成することがあります。
④ 事業提案書の提出後、事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
⑤ 事業提案書の提出は１者につき１案のみとします。
⑥ 提出された書類は返却しません。
⑦ 事業提案書の著作権は応募者に帰属します。
⑧ 事業提案書に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は応募者が負うものとします。

※ その他応募に当たっての留意事項
採択された社会実装プロジェクトの情報や、プロジェクト実施時の写真・動画等について、山梨県が広報活動に利用させていただく場合があります。ご承諾いただける場合のみ、ご応募をお願いします。

７．ＦＡＱ

Q1. 応募要件①の「山梨県が実施するスタートアップ等支援事業」は何を指しますか。

山梨県が実施する以下のスタートアップ等支援事業が対象となります。
- TRY！YAMANASHI！実証実験サポート事業（第１～８期）
- やまなしアクセラレーションプログラム（令和４年度～令和６年度）
- 共創促進事業（STARTUP YAMANASHI OPEN INNOVATION PROGRAM）（令和５年度～令和６年度）
- 資金調達サポート事業（令和５年度～令和６年度）

なお、上記以外にも、山梨県が実施する支援事業に採択され、実証実験を経てブラッシュアップされた先端技術やサービスに関する社会実装プロジェクトも対象となる場合があります。

Q2. 応募要件⑧の「事業拠点」に営業拠点は含まれますか。

営業拠点も事業拠点に含まれます。また、応募時点では事業拠点がない場合でも、本事業の支援期間中に事業拠点を開設予定であれば、募集対象⑧の要件を満たします。

Q3. 採択前に支出した経費は補助対象になりますか。

補助対象になりません。補助対象となるのは、交付決定日から事業終了日までに支出した経費となります。

Q4. 人件費の補助額について、上限はありますか。

補助金申請額の４分の１となります。

Q5. 取締役など会社役員の人件費は補助対象になりますか。

原則として補助対象になりません。ただし、使用人（従業員）も兼ねている場合は、給与相当額が対象となります。

Q6. 補助金で購入した機材を販売することはできますか。

補助金で購入・整備した機器、製品等を販売することはできません。

Q7. 二次審査のプレゼンテーションでは、事業提案書を使用する必要がありますか。

必ずしも事業提案書を使用する必要はございません。別の資料を用いてプレゼンテーションを行っていただくことも可能です。
ただし、基本的には事業提案内容の変更はお控えいただきますようお願いいたします。

８．お問い合わせ窓口

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内１－６－１　山梨県庁本館２階
新価値・地域創造推進局　新事業・地域ブランド課　担当：高山
電話：　　055-223-1514
メール：　　biz-brand@pref.yamanashi.lg.jp
専用サイト：https://www.pref.yamanashi.jp/challenge-g/shakaijissou2.html